

## 駒ヶ根市パブリックコメント手続要綱の考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### 【考え方】

- ① 当市では、市民参加と協働のまちづくりを推進するため、推進指針を策定（H19.2.27）し、取り組んでいるところである。この中で、このパブリックコメント手続制度は、市民参加の推進のための手段の一つとして位置づけられているところである。
- ② 制度概要  
パブリックコメント制度は、市の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。
- ③ 目的
  - 市民の市政に対する意見・提案機会を確保するとともに、政策決定プロセスへの市民の参加を推進し、もって協働のまちづくりを推進する。
  - 政策形成過程の公平性と透明性の向上を図る。
- ④ 従って、市民参加及び協働を視点とした当市のパブリックコメント手続の本旨は、市民等が政策等の案に対して、単に賛成・反対を表明するものではなく、合理的な理由に裏付けられた意見や情報、アイデアを提出（提案）することで市民等と行政の協働によるよりよいまちづくりを進めようとするものであり、また、関連資料等の公表や提出された意見に対する市としての考え方を公表することで、当該政策等の策定の意義を広く理解できるようにするものである。
- ⑤ 本制度は、あくまでも政策等の内容をよりよいものとするためのもので、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似制度とは性格を異にするものである。

### (パブリックコメント手続)

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、当該政策等の案に対して市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリックコメント手続という。

### 【考え方】

- ① 政策等の策定の意思決定を行う前の適切な時期に案を公表し、「市民等が意見等を述べる機会」とこれに対する「市の応答」を規定することで、市民参加が求めている意思決定過程への参加とその決定過程の透明性を制度として確保するものである。
- ② 議会との関係では、議会制民主主義を踏まえ、市長等が案をまとめる際に広く市民等の意見を聴き、

議会審議の参考となるより質の高い原案を作成することと、また、その策定過程を透明にすることにある。

- ③ 公共的・公益的事業については、企画は広く市民等の意見を求めて行政が立案し、実施（市の意思決定又は議会の議決を経た段階のもの）は可能な限り民間（市民団体やNPOなども含む）で行っていくという社会システムの構築、つまり、市民と行政の協働のまちづくりが求められており、今後は、こうした協働のまちづくりにつながる市民参加の制度が重要となる。そこで、その一つとしてパブリックコメント手続を創設するものである。

**（定義）**

**第3条** この要綱において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

**2** この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

**【考え方】**

- ① この要綱に基づきパブリックコメント手続を実施する機関は、議会を除くすべての執行機関である。
- ② 市民参加には、幅広い情報や専門的な知識を市政に生かしていくという、つまり、市民の英知を結集してまちづくりを進めるという重要な面もある。ここでは、幅広く意見の提出を求めるものとして、事業など法人や団体からも意見を求めていくものとする。
- ③ 「利害関係を有する」とは、市の策定する土地利用計画や都市計画等に係る土地又は建物を有する者等、市の事務又は事業によって、自己の権利利益に直接的な影響を受けるもの、又は直接的な影響を受けることが確実に予想されるものをいい、自然人であるか法人その他の団体であるかを問わない。
- ④ また、利害関係者であるかどうかについては、具体的な利害関係の有無及び程度を審査することは困難であるので、意見提出書に記載された内容が明らかに事実と反すると認められる場合を除き、事実であるとの推定の下に合理的に判断するものとする。
- ⑤ 未成年者からの意見提出であっても、原則として、当該提出を認めるものとする。この場合、当該未成年者が、パブリックコメント手続の趣旨及び実施事業等の内容等を十分に理解することが困難であると認められる場合には、市に対する一般的な意見として扱うものとする。なお、本制度実施事業等によっては、未成年者（子ども）として意見を大切にすべき場合もあることに留意するものとする。

(対象等)

第4条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例及び市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言等の制定又は改廃
- (4) 総合計画等市の基本的政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本方針その他基本的事項を定める計画の策定又は改定
- (5) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定は適用しない。ただし、第1号の規定によりパブリックコメント手続を実施しない場合は、市長等は、政策等の策定を行ったときにその理由を公表するものとする。

- (1) 緊急に政策等の策定を行う必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等の策定を行うとき
- (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他パブリックコメント手続の実施を要しない軽微な変更を行うとき

#### 【考え方】

- ① パブリックコメント手続の対象となるかどうかは、この要綱の制定の趣旨及び市民参加の推進（市民参加と協働のまちづくり推進指針の本旨）という視点から判断する。
- ② 第1項(1)の「市の基本的な制度を定める条例」とは、人と自然にやさしいまちづくり条例、行政手続条例等のように市政全般についての理念や基本方針を定めるものをいう。
- ③ 第1項(1)の「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、その条例が制定又は改廃されること等に伴い、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいう。従って、給与条例など行政内部のみに適用されるものは除かれる。
- ④ この項に該当する条例の委任による規則は、第7条第2項に規定する関連資料によりその内容を公表することとなるため、あらためて規則のみをパブリックコメント手続の対象としないものとする。
- ⑤ 第1項(2)の「広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、市民等に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは、「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものをいう。（地方自治法第14条第2項に基づく条例がこれに当たる。）
- ⑥ 第1項(4)の「総合計画等市の基本的政策を定める計画」とは、総合計画や環境基本計画など政策の基本となる計画をいう。「個別行政分野における施策の基本方針その他基本的事項を定める計画」とは、全市域を対象とする施策の展開の基本計画や基本方針、基本的事項を定めた指針や推進計画など「施策」レベルでの構想、指針、計画等をいう。（名称は問わない。）
- ⑦ 第1項(5)の「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等」とは、第1項(1)の条例と同趣旨のものを上位の条例の委任によることなく規則等で定める場合をいう。ここで「規則等」と

は、規則（規程を含む。）、要綱、要領をいう。

- ⑧ 第2項(1)の「緊急に政策等の策定を行う必要があるため」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を議会に提案しなければならない場合や、この手続きに要する期間経過中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント手続を経る暇がない場合をいう。
- ⑨ 第2項(2)の「金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等の策定」とは、主に市税、使用料及び手数料の徴収を指し、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることも踏まえ対象としない。市税、使用料及び手数料などについては、個別の制度で議論することはなじまず、市の財政状況等を踏まえ、市議会において議論をすべきものであることにもよる。

#### 《参考：地方自治法の抜粋》

**第七十四条** 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ⑩ 第2項(3)の「他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他パブリックコメント手続の実施を要しない軽微な変更を行うとき」とは、国の法令等で改正の内容等が定められ、裁量の余地のないものや基本的事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合をいう。
- ⑪ 「公共施設の建設」については次のとおり扱うものとする。
- 市民参加及び協働を視点とした当市のパブリックコメント手続の本旨からすれば、市民等が政策等の案に対して、単に賛成・反対を表明するものではなく、合理的な理由に裏付けられた意見や情報、アイデアを提出（提案）することで市民等と行政の協働によるよりよいまちづくりを進めようとするものであり、また、提出された意見に対する市としての考え方を公表することで、当該政策等の策定の意義を広く理解できるようにするものである。
- 従って、本手続は、「政策等の策定」の段階に適用するものである。「公共施設の建設」についても同様に「広く市民の公共の用に供される施設」について、その基本的な計画段階に適用するものとし、財政等との整合やその他基本計画との整合から、この場合における計画段階とは、いわゆる「構想段階」をいうものとする。
- ⑫ 「実施計画（3カ年実施計画）」のような計画については、財政制度や歳入の推計を含め個々の事業のすべてを理解した上で提出意見を求めることとなり、実務的には手続の本旨を実現することは困難である。従って、個別事業ごと3カ年実施計画策定の前段又は計画に基づく事業実施段階で適切な手続の運用を図るものとする。

(パブリックコメント手続の特例)

第5条 市長等は、国又は他の地方公共団体、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関等がパブリックコメント手続と同様の手続を経て策定した答申若しくは報告等に基づき政策等の策定を行うとき、又は政策等の策定にあたりパブリックコメント手続に準ずる効果を有すると認められる意見等の聴取手続を行うときは、この要綱によるパブリックコメント手続を行わないことができる。

【考え方】

- ① 市が審議会や市民会議等の答申又は提言書等を受けて、概ねその内容で政策等の策定の意思決定を行う場合、審議会等がその答申等を審議する過程で、すでにこの要綱に準じた意見聴取手続を実施している場合は、効率性や費用対効果の観点から検討すべきところであり、この制度と同程度の市民参加の実質的効果が認められる場合は、この手続を実施しないことができるものとする。
- ② パブリックコメント手続制度は、全市民を対象として、意思決定過程への参加とその決定過程の透明性を制度として確保するものであり、限られた人数による、あるいは選出された市民により構成される審議会や市民会議等による意見聴取とは性格を異にするものである。また、公表の内容、説明責任としての質量からも異なる。
- ③ 従って、「市民参加と協働のまちづくり推進指針」に掲げた市民参加の制度を実施したからといって直ちにパブリックコメント手続を行わないことができるわけではない。
- ④ 「政策等の策定にあたりパブリックコメント手続に準ずる効果を有すると認められる意見の聴取手続を行うとき」とは、全市民を対象として相当程度小規模の単位で行われる懇談会や説明会などが上げられる。

(意見等提出期間)

第6条 パブリックコメント手続を実施する場合の意見等の提出のための期間（以下「意見等提出期間」という。）は、政策等の案（以下「案」という。）の公表の日から起算して3週間以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、3週間に満たない意見提出期間を定めることができる。

【考え方】

- ① 国の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の意見募集期間を参考にし、また、効率的な行政運営という視点を踏まえ、意見等の提出に必要な期間として政策等の案の公表の日から3週間以上の期間を確保する。
- ② 提出期間を「1ヶ月以上」とするところが多いが、行政は、一方で効率的な行政運営を求められていることから、当市においては「3週間以上」とした。従って、案の内容（質、量）、公表した資料の内容（質、量）、周知の状況から勘案し、3週間以上で適当な期間を定めるものとする。
- ③ パブリックコメント手続は、政策立案の期間、事前の準備、意見募集期間、意見の集約と検討の期間などかなりの日数を要することから、緊急な場合は理由を付し、期間を短縮することができるものとする。

(案の公表等)

第7条 市長等は、パブリックコメント手続を実施するにあたっては、当該実施に関する情報の提供に努めるものとする。

2 案とともに公表する関連資料は、案の趣旨、目的、概要その他当該案を理解するために必要な情報及び資料とする。

3 案及び関連資料の公表は、市長等が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとし、当該公表に関して、速やかに市の広報紙に実施の概要を掲載するものとする。

【考え方】

- ① 公表する内容は、基本的に案だけでなく、その趣旨や概要などその事案を理解するために必要な資料を併せて公表し、市民等にとって分かりやすく、正確かつ十分な情報でなければならない。
- ② やむを得ない理由により、案を公表できない場合は、その旨を明示して、案の内容を明確に示すもので代用することができるものとする。
- ③ 案を公表する場所や方法等については、市ホームページへ掲載するとともに、情報コーナー及び必要とする窓口（担当課、中沢支所・東伊那支所・市民サービスコーナー）、事案により必要と思われる場所で閲覧又は配布できるようにする。
- ④ この場合、市報に速やかに実施の概要を掲載するものとする。ただし、原稿入稿の時期により掲載の期日と意見等提出期間が著しく相違する場合は、別の適切な方法により実施の概要を周知するものとする。

(意見等の提出)

第8条 意見等の提出の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参その他市長等が定める方法による。

2 市民等は、意見等を提出するときは、住所及び氏名（法人その他団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名）を明らかにするものとする。

【考え方】

- ① 意見等の把握が、書面など記録として確認できるための提出方法を定めたものである。
- ② 提出意見等は、特に外国人に密接に関係するものを除いて、基本的に日本語によるものとし、提出言語を日本語以外とした場合又は日本語以外による言語で提出があった場合は、日本語訳の添付を求めるものとする。
- ③ 意見等の提出は、協働のまちづくりにつながる市民参加という視点から、市民等の責任ある対応として住所（連絡先）及び氏名の明記を求める。

(提出意見等の考慮)

第9条 市長等は、前条の規定により提出された意見等（以下「提出意見等」という。）を考慮して政策等の策定を行うものとする。

【考え方】

- ① 提出された意見等を考慮して政策等の策定を行うことを明示するための規定である。

(結果の公表等)

第10条 市長等は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定を行った場合は、提出意見等の概要及び提出意見等に対する市長等の考え方並びに案を修正したときは修正内容を速やかに公表しなければならない。

2 市長等は前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

- ① 実務的には、提出意見等の数が多い場合においては、類似した意見ごとにまとめて公表する。
- ② 公表にあたっては個人情報に関する部分は公表しない。
- ③ 正当な利益を害する恐れがあるもの又は公序良俗に反すると判断されるものについては公表しない。
- ④ 提出意見等の概要及び市長等の考え方の公表の方法は、案の公表と同様の方法により行う。公表の時期は、条例案については当該条例案の議会提案前、その他の政策等については当該政策等の実施前とし、適切な公表期間を設けるものとする。
- ⑤ 「市長への手紙」の場合、提出者に対し個別に回答するが、本手続は個別の回答は行わない。意見等提出期間中に「市長への手紙」による意見の提出があった場合は、「本手続に基づく意見等」として本人にはその旨回答し、回答内容は本手続の「公表」の中で行うものとする。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント手続の実施)

第11条 市長等は、特に重要な政策等の策定にあたって広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うように努めるものとする。

【考え方】

- ① 政策等の策定の意思決定前に実施するパブリックコメント手続に対し、それ以前の政策等を形成する構想段階又は検討段階においても、広く市民等の意見を求めることが有益な場合が多い。これまで、市民会議やワークショップなど様々な市民参加の方法で意見の聴取を実施してきたところであるが、素案の段階あるいは案がまとまる前に意見を提出したいという声も多い。そこで、この規定を設け、構想段階における市民参加の手法として位置付け、可能な限り実施に向け努力をするものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に立案の過程にある政策等の策定で、市民等の意見を聴取する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

【考え方】

- ① パブリックコメント手続は、かなりの期間を要するため、政策等の策定過程の途中から、この要綱を適用することは困難と考えられる。
- ② そこで、この要綱の施行以降に施行又は実施する政策等については、施行日以前に市民等の意見を反映させる機会（審議会、市民会議、説明会、ワークショップなど）を確保する手続を経たものは、この要綱の手続の規定は適用しないものとする。